

2019年度 相談支援センターつ・き・か 事業計画

障がいの分野では「親亡き後」から「本人の老後」へ焦点が変わりつつあります。その中で、相談支援は今以上に重要となってくるとも言われています。現に、複数の福祉サービスを利用している方やサービスの利用が安定しない方などへのケア会議の開催や個別相談などが相談支援の役割として求められています。しかしながら、報酬の改定により個々のモニタリングの回数が増え、特定のサービスを利用している対象者は3ヶ月に1回となるなど収入が増える仕組みとなりましたが、ひと月あたりの件数に上限が設けられ、さらに基本単価自体がひき下げられたこともあり、大きな増収が見込める状況とはなっていません。ですが、障がいのある人の地域生活を支える重要な社会資源として、相談支援の内容・質の充実を図ってまいります。

1、サービス内容

障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者も地域における生活に必要な活動に関する相談、その他必要な支援を行います。

2、計画相談実施者数

現在有効契約者 111名

3、計画相談支援給付費 単価（円）

計画作成	サービス利用支援費	14,580	モニタリング	サービス利用支援費	12,070
	行動障害支援体制加算	350		行動障害支援体制加算	350
	モニタリング加算	1,000		モニタリング加算	1,000

4、計画相談支援給付費 予算

計画作成	89件	¥1,417,770	
モニタリング	154件	¥2,066,680	<u>計¥3,484,450</u>

5、職員配置

管理者・相談支援専門員（兼務） 1名／勤務形態 常用雇用

6、サービス提供日

月曜日～金曜日 8:30～17:00

7、研修

医療的ケア児等コーディ養成研修（加算対象研修）

その他相談に関わる研修（人権・権利擁護・制度・障害など）